

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年度8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。

令和3年度決算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 98,173 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 868,075 千円

(単位:千円)

事業名	令和3年度 決算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
民生費	社会福祉費	547,006	68,198	478,808	313,615	14,200	778	150,215	16,988
	老人福祉費	473,273	7,467	465,806	42,292	0	16,840	406,674	45,992
	児童福祉費	275,707	113,899	161,808	126,429	4,600	17,243	13,536	1,531
	小計	1,295,986	189,564	1,106,422	482,336	18,800	34,861	570,425	64,511
衛生費	保健衛生費	382,553	25,880	356,673	43,694	8,700	6,629	297,650	33,662
	小計	382,553	25,880	356,673	43,694	8,700	6,629	297,650	33,662
合計		1,678,539	215,444	1,463,095	526,030	27,500	41,490	868,075	98,173

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。